

日医発第 899 号（保険）
令和 6 年 8 月 22 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長島公之
(公印省略)

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 6 年 3 月 7 日付け（日医発第 2149 号（保険））「令和 6 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

令和 6 年 7 月 17 日付け日医発第 724 号（保険）「中医協諮問・答申について（医療 DX に係る診療報酬上の評価の取扱いについて）」により、令和 6 年 7 月 17 日開催の中央社会保険医療協議会（中医協）総会におきまして、厚生労働大臣より「医療 DX に係る診療報酬上の評価の取扱いについて」に関して諮問され、当日、審議の上「答申書」が中医協会長より厚生労働大臣あてに提出された旨、ご報告申し上げたところであります。

この答申を踏まえ、今般、医療 DX 推進体制整備加算の改定については、令和 6 年 10 月 1 日より、医療情報取得加算の改定については、令和 6 年 12 月 1 日より適用する旨、添付資料のとおり、関係告示・通知が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方をご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて

（令 6.8.20 保医発 0820 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官）

[参考資料]

- ① 診療報酬の算定方法の一部を改正する件
(令 6.8.20 厚生労働省告示第 262 号 厚生労働大臣)
- ② 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件
(令 6.8.20 厚生労働省告示第 263 号 厚生労働大臣)
- ③ 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件
(令 6.8.20 厚生労働省告示第 264 号 厚生労働大臣)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百六十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年十月一日から適用する。ただし、別表第一医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注15、区分番号A001に掲げる再診料の注19及び区分番号A002に掲げる外来診療料の注10の改正規定、別表第二歯科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注14及び区分番号A002に掲げる再診料の注11の改正規定並びに別表第三調剤報酬点数表の区分番号10の2に掲げる調剤管理料の注6の改正規定は、同年十二月一日から適用する。

令和六年八月二十日

厚生労働大臣　武見　敬三

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一 医科診療報酬点数表</p> <p>[目次] (略)</p> <p>第1章 基本診療料 第1部 初・再診料</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1節 初診料</p> <p>区分 A 0 0 0 初診料 291点</p> <p>注 1～14 (略)</p> <p>15 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関を受診した患者に対して十分な情 報を取得した上で初診を行った場合は、<u>医療情 報取得加算</u>として、月1回に限り<u>1点</u>を所定点 数に加算する。</p> <p>16 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を受 診した患者に対して初診を行った場合は、医療 DX推進体制整備加算として、月1回に限り、<u>当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を</u></p>	<p>別表第一 医科診療報酬点数表</p> <p>[目次] (略)</p> <p>第1章 基本診療料 第1部 初・再診料</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1節 初診料</p> <p>区分 A 0 0 0 初診料 291点</p> <p>注 1～14 (略)</p> <p>15 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす 保険医療機関を受診した患者に対して十分な情 報を取得した上で初診を行った場合は、<u>医療情 報取得加算1</u>として、月1回に限り<u>3点</u>を所定点 数に加算する。<u>ただし、健康保険法第3条第 13項に規定する電子資格確認により当該患者に 係る診療情報を取得等した場合又は他の保険医 療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受 けた場合にあっては、医療情報取得加算2とし て、月1回に限り1点を所定点数に加算する。</u></p> <p>16 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を受 診した患者に対して初診を行った場合は、医療 DX推進体制整備加算として、月1回に限り<u>8 点</u>を所定点数に加算する。</p>

それぞれ所定点数に加算する。

- | | | |
|----------------------------|----------------------|-----|
| <input type="checkbox"/> イ | <u>医療DX推進体制整備加算1</u> | 11点 |
| <input type="checkbox"/> ロ | <u>医療DX推進体制整備加算2</u> | 10点 |
| <input type="checkbox"/> ハ | <u>医療DX推進体制整備加算3</u> | 8点 |

第2節 再診料

区分

A 0 0 1 再診料 75点

注 1~18 (略)

19 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす
保険医療機関を受診した患者に対して十分な情
報を取得した上で再診を行った場合は、医療情
報取得加算として、3月に1回に限り1点を所
定点数に加算する。

20 (略)

A 0 0 2 外来診療料 76点

注 1~9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす
保険医療機関を受診した患者に対して十分な情
報を取得した上で再診を行った場合は、医療情
報取得加算として、3月に1回に限り1点を所
定点数に加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

第2節 再診料

区分

A 0 0 1 再診料 75点

注 1~18 (略)

19 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす
保険医療機関を受診した患者に対して十分な情
報を取得した上で再診を行った場合は、医療情
報取得加算3として、3月に1回に限り2点を所
定点数に加算する。ただし、健康保険法第3
条第13項に規定する電子資格確認により当該患
者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保
険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供
を受けた場合にあっては、医療情報取得加算4
として、3月に1回に限り1点を所定点数に加
算する。

20 (略)

A 0 0 2 外来診療料 76点

注 1~9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす
保険医療機関を受診した患者に対して十分な情
報を取得した上で再診を行った場合は、医療情
報取得加算3として、3月に1回に限り2点を所
定点数に加算する。ただし、健康保険法第3
条第13項に規定する電子資格確認により当該患
者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保
険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供
を受けた場合にあっては、医療情報取得加算4

11 (略)
A 003 (略)
第2部 入院料等
通則
(略)
第1節 (略)
第2節 入院基本料等加算

区分

A 200～A 243 (略)

A 243-2 バイオ後続品使用体制加算（入院初日） 100点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、バイオ後続品使用体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって、バイオ後続品のある先発バイオ医薬品（バイオ後続品の適応のない患者に対して使用する先発バイオ医薬品は除く。）及びバイオ後続品を使用する患者について、バイオ後続品使用体制加算として、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 244～A 253 (略)
第3節 特定入院料

区分

A 300～A 314 (略)

A 315 精神科地域包括ケア病棟入院料（1日につき）
1,535点
注 1～5 (略)
6 診療に係る費用（注2及び注5に規定する加

として、3月に1回に限り1点を所定点数に加算する。

11 (略)
A 003 (略)
第2部 入院料等
通則
(略)
第1節 (略)
第2節 入院基本料等加算

区分

A 200～A 243 (略)

A 243-2 バイオ後続品使用体制加算（入院初日） 100点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、バイオ後続品使用体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって、バイオ後続品のある先発バイオ医薬品（バイオ後続品の適応のない患者に対して使用する先発バイオ医薬品は除く。）及びバイオ後続品を使用する患者について、バイオ後続品使用体制加算として、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 244～A 253 (略)
第3節 特定入院料

区分

A 300～A 314 (略)

A 315 精神科地域包括ケア病棟入院料（1日につき）
1,535点
注 1～5 (略)
6 診療に係る費用（注2及び注5に規定する加

算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、強度行動障害入院医療管理加算、依存症入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第7部リハビリテーションの区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料、区分番号H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、区分番号H003-2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料、第8部精神科専門療法（区分番号I011に掲げる精神科退院指導料及び区分番号I011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料を除く。）、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第14部その他並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神科地域包括ケア病棟入院料に含まれるものとす

算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、特定感染症入院医療管理加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、強度行動障害入院医療管理加算、依存症入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第7部リハビリテーションの区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料、区分番号H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、区分番号H003-2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料、第8部精神科専門療法（区分番号I011に掲げる精神科退院指導料及び区分番号I011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料を除く。）、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第14部その他並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神科地域包括ケア病

る。

A 3 1 6～A 3 1 9 (略)

第4節 (略)

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

通則

(略)

第1節 医学管理料等

区分

B 0 0 0 (略)

B 0 0 1 特定疾患治療管理料

1～22 (略)

23 がん患者指導管理料

イ～ニ (略)

注1～5 (略)

6 ハについて、区分番号B 0 0 1の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号B 0 0 1－2－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料、区分番号B 0 0 8に掲げる薬剤管理指導料、区分番号F 1 0 0に掲げる処方料の注6に規定する加算又は区分番号F 4 0 0に掲げる処方箋料の注5に規定する加算は、別に算定できない。

7 (略)

24～37 (略)

B 0 0 1－2～B 0 0 1－3－2 (略)

B 0 0 1－3－3 生活習慣病管理料Ⅱ

333点

注1 (略)

2 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った区分番号A 0 0 1の注8に掲げる医学管理、第2章第1部第1節医学管理料等（区分番号

棟入院料に含まれるものとする。

A 3 1 6～A 3 1 9 (略)

第4節 (略)

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

通則

(略)

第1節 医学管理料等

区分

B 0 0 0 (略)

B 0 0 1 特定疾患治療管理料

1～22 (略)

23 がん患者指導管理料

イ～ニ (略)

注1～5 (略)

6 ハについて、区分番号B 0 0 1の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号B 0 0 1－2－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料、区分番号B 0 0 8に掲げる薬剤管理指導料、区分番号F 1 0 0に掲げる処方料の注7に規定する加算又は区分番号F 4 0 0に掲げる処方箋料の注6に規定する加算は、別に算定できない。

7 (略)

24～37 (略)

B 0 0 1－2～B 0 0 1－3－2 (略)

B 0 0 1－3－3 生活習慣病管理料Ⅱ

333点

注1 (略)

2 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った区分番号A 0 0 1の注8に掲げる医学管理、第2章第1部第1節医学管理等（区分番号B

B 0 0 1 の 9 に掲げる外来栄養食事指導料、区分番号B 0 0 1 の11に掲げる集団栄養食事指導料、区分番号B 0 0 1 の20に掲げる糖尿病合併症管理料、区分番号B 0 0 1 の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料、区分番号B 0 0 1 の24に掲げる外来緩和ケア管理料、区分番号B 0 0 1 の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料、区分番号B 0 0 1 の37に掲げる慢性腎臓病透析予防指導管理料、区分番号B 0 0 1 - 3 - 2 に掲げるニコチン依存症管理料、区分番号B 0 0 1 - 9 に掲げる療養・就労両立支援指導料、区分番号B 0 0 5の14に掲げるプログラム医療機器等指導管理料、区分番号B 0 0 9 に掲げる診療情報提供料Ⅱ、区分番号B 0 0 9 - 2 に掲げる電子的診療情報評価料、区分番号B 0 1 0 に掲げる診療情報提供料Ⅰ、区分番号B 0 1 0 - 2 に掲げる診療情報連携共有料、区分番号B 0 1 1 に掲げる連携強化診療情報提供料及び区分番号B 0 1 1 - 3 に掲げる薬剤情報提供料を除く。) の費用は、生活習慣病管理料Ⅲに含まれるものとする。

3～6 (略)

B 0 0 1 - 4 ~ B 0 0 3 (略)

B 0 0 4 退院時共同指導料 1

1・2 (略)

注1 保険医療機関に入院中の患者について、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関（以下この区分番号、区分番号B 0 0 5 及び区分番号B 0 1 5 において「在宅療養担当医療機関」という。）の保険医又は当該保険医の指示を受けた保健師、助産師、看護師、

0 0 1 の 9 に掲げる外来栄養食事指導料、区分番号B 0 0 1 の11に掲げる集団栄養食事指導料、区分番号B 0 0 1 の20に掲げる糖尿病合併症管理料、区分番号B 0 0 1 の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料、区分番号B 0 0 1 の24に掲げる外来緩和ケア管理料、区分番号B 0 0 1 の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料、区分番号B 0 0 1 の37に掲げる慢性腎臓病透析予防指導管理料、区分番号B 0 0 1 - 3 - 2 に掲げるニコチン依存症管理料、区分番号B 0 0 1 - 9 に掲げる療養・就労両立支援指導料、B 0 0 5 の14に掲げるプログラム医療機器等指導管理料、区分番号B 0 0 9 に掲げる診療情報提供料Ⅱ、区分番号B 0 0 9 - 2 に掲げる電子的診療情報評価料、区分番号B 0 1 0 に掲げる診療情報提供料Ⅰ、区分番号B 0 1 0 - 2 に掲げる診療情報連携共有料、区分番号B 0 1 1 に掲げる連携強化診療情報提供料及び区分番号B 0 1 1 - 3 に掲げる薬剤情報提供料を除く。）の費用は、生活習慣病管理料Ⅲに含まれるものとする。

3～6 (略)

B 0 0 1 - 4 ~ B 0 0 3 (略)

B 0 0 4 退院時共同指導料 1

1・2 (略)

注1 保険医療機関に入院中の患者について、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関（以下この区分番号、区分番号B 0 0 5 及び区分番号B 0 1 5 において「在宅療養担当医療機関」という。）の保険医又は当該保険医の指示を受けた保健師、助産師、看護師、

准看護師（以下この区分番号及び区分番号B005において「看護師等」という。）、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士が、当該患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士と共にして行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中1回に限り、在宅療養担当医療機関において算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、在宅療養担当医療機関の保険医又は当該保険医の指示を受けた看護師等が、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等と1回以上共同して行う場合は、当該入院中2回に限り算定できる。

2・3 (略)

B005～B005-13 (略)

B005-14 プログラム医療機器等指導管理料 90点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、主に患者自らが使用するプログラム医療機器等（特定保険医療材料に限る。）に係る指導管理を行った場合は、プログラム医療機器等指導管理料として、月に1回に限り算定する。

2 プログラム医療機器等に係る初回の指導管理を行った場合は、当該初回の指導管理を行った月に限り、導入期加算として、50点を更に所定点数に加算する。

准看護師（以下この区分番号及び区分番号B005において「看護師等」という。）、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士が、当該患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士と共にして行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中1回に限り、在宅療養担当医療機関において算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、在宅療養担当医療機関の保険医又は当該保険医の指示を受けた看護師等が、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等と1回以上共同して行う場合は、当該入院中2回に限り算定できる。

2・3 (略)

B005～B005-13 (略)

B005-14 プログラム医療機器等指導管理料 90点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、主に患者自らが使用するプログラム医療機器等（特定保険医療材料に限る。）に係る指導管理を行った場合は、プログラム医療機器等指導管理料として、月に1回に限り算定する。

2 プログラム医療機器等に係る初回の指導管理を行った場合は、当該初回の指導管理を行った月に限り、導入期加算として、50点を更に所定点数に加算する。

B 0 0 6～B 0 1 8	(略)
第2節・第3節	(略)
第2部	(略)
第3部 検査	
通則	
(略)	
第1節 検体検査料	
通則	
(略)	
第1款 検体検査実施料	
通則	
(略)	
区分	
(尿・糞便等検査)	
D 0 0 0～D 0 0 4－2	(略)
(血液学的検査)	
D 0 0 5～D 0 0 6－28	
(生化学的検査①)	
D 0 0 7	(略)
(生化学的検査②)	
D 0 0 8～D 0 1 0	(略)
(免疫学的検査)	
D 0 1 1～D 0 1 3	(略)
D 0 1 4 自己抗体検査	
1～35 (略)	
36 抗デスマグレイン3抗体、抗B P 180－N C 16	
a 抗体	270点
37～49 (略)	
注1・2 (略)	
D 0 1 5・D 0 1 6	(略)
(微生物学的検査)	

B 0 0 6～B 0 1 8	(略)
第2節・第3節	(略)
第2部	(略)
第3部 検査	
通則	
(略)	
第1節 検体検査料	
通則	
(略)	
第1款 検体検査実施料	
通則	
(略)	
区分	
(尿・糞便等検査)	
D 0 0 0～D 0 0 4－2	(略)
(血液学的検査)	
D 0 0 5～D 0 0 6－28	
(生化学的検査①)	
D 0 0 7	(略)
(生化学的検査②)	
D 0 0 8～D 0 1 0	(略)
(免疫学的検査)	
D 0 1 1～D 0 1 3	(略)
D 0 1 4 自己抗体検査	
1～35 (略)	
36 抗デスマグレイン3抗体、抗B P 180－N C 16	
a 抗体	270点
37～49 (略)	
注1・2 (略)	
D 0 1 5・D 0 1 6	(略)
(微生物学的検査)	

D 017～D 024 (略)
(基本的検体検査実施料)

D 025 (略)
第2款 (略)
第2節～第6節 (略)
第4部～第7部 (略)
第8部 精神科専門療法

通則
(略)

第1節 精神科専門療法料

区分

I 000～I 001 (略)

I 002 通院・在宅精神療法（1回につき）
1・2 (略)

注1 入院中の患者以外の患者について、退院後4週間以内の期間に行われる場合にあっては1と2を合わせて週2回、その他の場合にあっては1と2を合わせて週1回に限り算定する。ただし、区分番号B 000に掲げる特定疾患療養管理料及び区分番号B 001-3-3に掲げる生活習慣病管理料Ⅱを算定している患者については算定しない。

2～12 (略)

I 002-2～I 016 (略)
第2節 (略)

第9部～第14部 (略)

第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療料

(略)

第1部 併設保険医療機関の療養に関する事項

1～3 (略)

4 その他の診療料

D 017～D 024 (略)
(基本的検体検査実施料)

D 025 (略)
第2款 (略)
第2節～第6節 (略)
第4部～第7部 (略)
第8部 精神科専門療法

通則
(略)

第1節 精神科専門療法料

区分

I 000～I 001 (略)

I 002 通院・在宅精神療法（1回につき）
1・2 (略)

注1 入院中の患者以外の患者について、退院後4週間以内の期間に行われる場合にあっては1と2を合わせて週2回、その他の場合にあっては1と2を合わせて週1回に限り算定する。ただし、区分番号B 000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。

2～12 (略)

I 002-2～I 016 (略)
第2節 (略)

第9部～第14部 (略)

第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療料

(略)

第1部 併設保険医療機関の療養に関する事項

1～3 (略)

4 その他の診療料

併設保険医療機関に係る緊急時施設治療管理料、施設入所者自己腹膜灌流薬剤料及び施設入所者材料料以外の診療料の算定は、第1章及び第2章の例による。ただし、第1章及び第2章に掲げる診療料のうち次に掲げるものについては算定しない。

イ 第1章基本診療料並びに第2章特掲診療料第1部医学管理等（通則第3号から第6号までに規定する加算、がん性疼痛緩和指導管理料、外来緩和ケア管理料（悪性腫瘍の患者に限る。）及び外来放射線照射診療料を除く。）及び第2部在宅医療（救急患者連携搬送料及び在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料を除く。）に掲げる診療料

ロ～リ（略）

ヌ 第2章特掲診療料第14部その他に掲げる診療料（外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ及び外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ（いずれも再診時に限る。）を除く。）

第2部 併設保険医療機関以外の保険医療機関の療養に関する事項

1～3（略）

4 その他の診療料

併設保険医療機関以外の保険医療機関に係る施設入所者共同指導料、施設入所者自己腹膜灌流薬剤料及び施設入所者材料料以外の診療料の算定は、第1章及び第2章の例による。ただし、第1章及び第2章に掲げる診療料のうち次に掲げるものについては算定しない。

イ（略）

ロ 第2章特掲診療料第1部医学管理等に掲げる診療料（通則第3号から第6号までに規定する加算、がん性疼痛緩和指導管理料、外来緩和ケア管理料（悪性腫瘍の患者に限る。）、外来放射線照射診療料、退院時共同指導料1、診療情報提供料Ⅰ（注4に掲げる場合に限る。）及び診療情報提供料Ⅱを除く。）

ハ 第2章特掲診療料第2部在宅医療に掲げる診療料（往診料

併設保険医療機関に係る緊急時施設治療管理料、施設入所者自己腹膜灌流薬剤料及び施設入所者材料料以外の診療料の算定は、第1章及び第2章の例による。ただし、第1章及び第2章に掲げる診療料のうち次に掲げるものについては算定しない。

イ 第1章基本診療料並びに第2章特掲診療料第1部医学管理等（がん性疼痛緩和指導管理料、外来緩和ケア管理料（悪性腫瘍の患者に限る。）及び外来放射線照射診療料を除く。）及び第2部在宅医療（在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料を除く。）に掲げる診療料

ロ～リ（略）

ヌ 第2章特掲診療料第14部その他に掲げる診療料

第2部 併設保険医療機関以外の保険医療機関の療養に関する事項

1～3（略）

4 その他の診療料

併設保険医療機関以外の保険医療機関に係る施設入所者共同指導料、施設入所者自己腹膜灌流薬剤料及び施設入所者材料料以外の診療料の算定は、第1章及び第2章の例による。ただし、第1章及び第2章に掲げる診療料のうち次に掲げるものについては算定しない。

イ（略）

ロ 第2章特掲診療料第1部医学管理等に掲げる診療料（がん性疼痛緩和指導管理料、外来緩和ケア管理料（悪性腫瘍の患者に限る。）、外来放射線照射診療料、退院時共同指導料1、診療情報提供料Ⅰ（注4に掲げる場合に限る。）及び診療情報提供料Ⅱを除く。）

ハ 第2章特掲診療料第2部在宅医療に掲げる診療料（往診料

、救急患者連携搬送料及び在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料を除く。）

ニ～ヲ （略）

第4章 （略）

別表第二

歯科診療報酬点数表

[目次]

（略）

第1章 基本診療料

第1部 初・再診料

通則

（略）

第1節 初診料

区分

A 0 0 0 初診料

1・2 （略）

注 1～13 （略）

14 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で初診を行った場合は、医療情報取得加算として、月1回に限り1点を所定点数に加算する。

15 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし

及び在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料を除く。）

ニ～ヲ （略）

第4章 （略）

別表第二

歯科診療報酬点数表

[目次]

（略）

第1章 基本診療料

第1部 初・再診料

通則

（略）

第1節 初診料

区分

A 0 0 0 初診料

1・2 （略）

注 1～13 （略）

14 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で初診を行った場合は、医療情報取得加算1として、月1回に限り3点を所定点数に加算する。ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により当該患者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合にあっては、医療情報取得加算2として、月1回に限り1点を所定点数に加算する。

15 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし

て地方厚生局長等に届け出た歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ	<u>医療DX推進体制整備加算1</u>	<u>9点</u>
ロ	<u>医療DX推進体制整備加算2</u>	<u>8点</u>
ハ	<u>医療DX推進体制整備加算3</u>	<u>6点</u>

16 (略)

A 001 (略)

第2節 再診料

区分

A 002 再診料

1・2 (略)

注1~10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で再診を行った場合は、医療情報取得加算として、3月に1回に限り1点を所定点数に加算する。

12 (略)

第2部 (略)

第2章 特掲診療料

第1部 (略)

て地方厚生局長等に届け出た歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

16 (略)

A 001 (略)

第2節 再診料

区分

A 002 再診料

1・2 (略)

注1~10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で再診を行った場合は、医療情報取得加算3として、3月に1回に限り2点を所定点数に加算する。
ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により当該患者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合にあっては、医療情報取得加算4として、3月に1回に限り1点を所定点数に加算する。

12 (略)

第2部 (略)

第2章 特掲診療料

第1部 (略)

第2部 在宅医療

区分

C 0 0 0～C 0 0 1－4－2 (略)

C 0 0 1－5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
1～3 (略)

注1 (略)

2 区分番号D 0 0 2に掲げる歯周病検査、区分番号D 0 0 2－5に掲げる歯周病部分的再評価検査、区分番号D 0 0 2－6の1に掲げる口腔細菌定量検査1、区分番号I 0 1 1に掲げる歯周基本治療、区分番号I 0 1 1－2に掲げる歯周病定期治療、区分番号I 0 1 1－2－3に掲げる歯周病重症化予防治療、区分番号I 0 2 9－2に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置、区分番号I 0 3 0に掲げる機械的歯面清掃処置、区分番号I 0 3 0－3に掲げる口腔バイオフィルム除去処置及び区分番号H 0 0 1に掲げる摂食機能療法は所定点数に含まれ、別に算定できない。

3～8 (略)

C 0 0 1－6 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 600点

注1 (略)

2 区分番号D 0 0 2に掲げる歯周病検査、区分番号D 0 0 2－5に掲げる歯周病部分的再評価検査、区分番号D 0 0 2－6の1に掲げる口腔細菌定量検査1、区分番号H 0 0 1に掲げる摂食機能療法、区分番号I 0 1 1に掲げる歯周基本治療、区分番号I 0 1 1－2に掲げる歯周病定期治療、区分番号I 0 1 1－2－3に掲げる歯周病重症化予防治療、区分番号I 0 2 9－

第2部 在宅医療

区分

C 0 0 0～C 0 0 1－4－2 (略)

C 0 0 1－5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
1～3 (略)

注1 (略)

2 区分番号D 0 0 2に掲げる歯周病検査、区分番号D 0 0 2－5に掲げる歯周病部分的再評価検査、区分番号D 0 0 2－6に掲げる口腔細菌定量検査、区分番号I 0 1 1に掲げる歯周基本治療、区分番号I 0 1 1－2に掲げる歯周病定期治療、区分番号I 0 1 1－2－3に掲げる歯周病重症化予防治療、区分番号I 0 2 9－2に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置、区分番号I 0 3 0に掲げる機械的歯面清掃処置、区分番号I 0 3 0－3に掲げる口腔バイオフィルム除去処置及び区分番号H 0 0 1に掲げる摂食機能療法は所定点数に含まれ、別に算定できない。

3～8 (略)

C 0 0 1－6 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 600点

注1 (略)

2 区分番号D 0 0 2に掲げる歯周病検査、区分番号D 0 0 2－5に掲げる歯周病部分的再評価検査、区分番号D 0 0 2－6に掲げる口腔細菌定量検査、区分番号H 0 0 1に掲げる摂食機能療法、区分番号I 0 1 1に掲げる歯周基本治療、区分番号I 0 1 1－2に掲げる歯周病定期治療、区分番号I 0 1 1－2－3に掲げる歯周病重症化予防治療、区分番号I 0 2 9－2に掲

2に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置、区分番号I030に掲げる機械的歯面清掃処置及び区分番号I030-3に掲げる口腔バイオフィルム除去処置は所定点数に含まれ、別に算定できない。

3~8 (略)

C001-7 (略)

C002~C008 (略)

第3部 検査

通則

(略)

第1節 検査料

区分

(歯科一般検査)

D000~D002-5 (略)

D002-6 口腔細菌定量検査 (1回につき)

1・2 (略)

注1~3 (略)

4 1について、区分番号D002に掲げる歯周病検査又は区分番号D002-5に掲げる歯周病部分的再評価検査を算定した月は、別に算定できない。

D003~D014 (略)

第2節 (略)

第4部~第7部 (略)

第8部 処置

通則

(略)

第1節 処置料

区分

(歯の疾患の処置)

2に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置、区分番号I030に掲げる機械的歯面清掃処置及び区分番号I030-3に掲げる口腔バイオフィルム除去処置は所定点数に含まれ、別に算定できない。

3~8 (略)

C001-7 (略)

C002~C008 (略)

第3部 検査

通則

(略)

第1節 検査料

区分

(歯科一般検査)

D000~D002-5 (略)

D002-6 口腔細菌定量検査 (1回につき)

1・2 (略)

注1~3 (略)

4 区分番号D002に掲げる歯周病検査又は区分番号D002-5に掲げる歯周病部分的再評価検査を算定した月は、別に算定できない。

D003~D014 (略)

第2節 (略)

第4部~第7部 (略)

第8部 処置

通則

(略)

第1節 処置料

区分

(歯の疾患の処置)

I 0 0 0～I 0 0 8-2	(略)
	(外科後処置)
I 0 0 9～I 0 0 9-6	(略)
I 0 0 9-7	ハイフローセラピー（1日につき）
1	<u>15歳未満の患者の場合</u>
2	<u>15歳以上の患者の場合</u>
I 0 0 9-8～I 0 0 9-1 0	(略)
	(歯周組織の処置)
I 0 1 0～I 0 1 1-3	(略)
	(その他の処置)
I 0 1 4～I 0 3 2	(略)
	第2節～第5節 (略)
	第9部～第11部 (略)
	第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

- 1 歯冠修復及び欠損補綴の費用は、特に規定する場合を除き、第1節の各区分の所定点数及び第3節に掲げる特定保険医療材料（別に厚生労働大臣が定める保険医療材料をいう。以下この部において同じ。）の所定点数を合算した点数により算定する。

2～9 (略)

- 第1節～第3節 (略)
- 第13部・第14部 (略)
- 第15部 その他

通則

(略)

- 第1節 (略)
- 第2節 ベースアップ評価料

区分

P 1 0 0 歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ（1日につき）
1～3 (略)

I 0 0 0～I 0 0 8-2	(略)
	(外科後処置)
I 0 0 9～I 0 0 9-6	(略)
I 0 0 9-7	ハイフローセラピー（1日につき）
1	<u>15歳未満の患者の場合</u>
2	<u>15歳以上の患者の場合</u>
I 0 0 9-8～I 0 0 9-1 0	(略)
	(歯周組織の処置)
I 0 1 0～I 0 1 1-3	(略)
	(その他の処置)
I 0 1 4～I 0 3 2	(略)
	第2節～第5節 (略)
	第9部～第11部 (略)
	第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

- 1 歯冠修復及び欠損補綴の費用は、特に規定する場合を除き、第1節の各区分の所定点数、第2節に掲げる医療機器等及び第3節に掲げる特定保険医療材料（別に厚生労働大臣が定める保険医療材料をいう。以下この部において同じ。）の所定点数を合算した点数により算定する。

2～9 (略)

- 第1節～第3節 (略)
- 第13部・第14部 (略)
- 第15部 その他

通則

(略)

- 第1節 (略)
- 第2節 ベースアップ評価料

区分

P 1 0 0 歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ（1日につき）
1～3 (略)

注1～3 (略)

4 3の口については、主として歯科医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅等において療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、次のいずれかに該当する歯科訪問診療を行った場合に算定する。

イ・ロ (略)

P101・P102 (略)

別表第三

調剤報酬点数表

[目次]

(略)

通則

(略)

第1節 調剤技術料

区分

00 調剤基本料（処方箋の受付1回につき）

1～4 (略)

注1～12 (略)

13 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局（注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において調剤を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り当

注1～3 (略)

4 3の口については、主として歯科医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅等において療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療を行った場合に算定する。

イ・ロ (略)

P101・P102 (略)

別表第三

調剤報酬点数表

[目次]

(略)

通則

(略)

第1節 調剤技術料

区分

00 調剤基本料（処方箋の受付1回につき）

1～4 (略)

注1～12 (略)

13 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局（注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において調剤を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り4点

	<p><u>該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそ れぞれ所定点数に加算する。</u></p> <table> <tr> <td><input type="checkbox"/> 医療DX推進体制整備加算 1</td><td>7点</td><td>(新設)</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 医療DX推進体制整備加算 2</td><td>6点</td><td>(新設)</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 医療DX推進体制整備加算 3</td><td>4点</td><td>(新設)</td></tr> </table>	<input type="checkbox"/> 医療DX推進体制整備加算 1	7点	(新設)	<input type="checkbox"/> 医療DX推進体制整備加算 2	6点	(新設)	<input type="checkbox"/> 医療DX推進体制整備加算 3	4点	(新設)	
<input type="checkbox"/> 医療DX推進体制整備加算 1	7点	(新設)									
<input type="checkbox"/> 医療DX推進体制整備加算 2	6点	(新設)									
<input type="checkbox"/> 医療DX推進体制整備加算 3	4点	(新設)									
0 1 (略)	第 2 節 薬学管理料	0 1 (略)									
区分	区分	区分									
1 0 (略)	1 0 (略)	1 0 (略)									
1 0 の 2 調剤管理料	1 0 の 2 調剤管理料	1 0 の 2 調剤管理料									
1・2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)									
注 1～5 (略)	注 1～5 (略)	注 1～5 (略)									
6 調剤に係る十分な情報を取得する体制として 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保 険薬局（注 3 に規定する別に厚生労働大臣が定 める保険薬局を除く。）において調剤を行った 場合は、医療情報取得加算として、1年に1回 に限り 1 点を所定点数に加算する。	6 調剤に係る十分な情報を取得する体制として 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保 険薬局（注 3 に規定する別に厚生労働大臣が定 める保険薬局を除く。）において調剤を行った 場合は、医療情報取得加算 1 として、6月に1 回に限り 3 点を所定点数に加算する。 <u>ただし、</u> <u>健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確</u> <u>認により患者に係る診療情報を取得等した場合</u> <u>にあっては、医療情報取得加算 2 として、6月</u> <u>に 1 回に限り 1 点を所定点数に加算する。</u>	6 調剤に係る十分な情報を取得する体制として 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保 険薬局（注 3 に規定する別に厚生労働大臣が定 める保険薬局を除く。）において調剤を行った 場合は、医療情報取得加算 1 として、6月に1 回に限り 3 点を所定点数に加算する。 <u>ただし、</u> <u>健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確</u> <u>認により患者に係る診療情報を取得等した場合</u> <u>にあっては、医療情報取得加算 2 として、6月</u> <u>に 1 回に限り 1 点を所定点数に加算する。</u>									
1 0 の 3～1 9 (略)	1 0 の 3～1 9 (略)	1 0 の 3～1 9 (略)									
第 3 節～第 5 節 (略)	第 3 節～第 5 節 (略)	第 3 節～第 5 節 (略)									

基本診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百六十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次の表のように改正し、令和六年十月一日から適用する。

令和六年八月二十日

厚生労働大臣　武見　敬三

改 正 後	改 正 前
<p>第三二 初・再診料の施設基準等</p> <p>一〇三の七 (略)</p> <p>三の八 医療DX推進体制整備加算の施設基準</p> <p>(1) 医療DX推進体制整備加算1の施設基準</p> <p>イ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行つてゐること。</p> <p>ロ 健康保険法第二条第十二項に規定する電子資格確認を行う体制を有してゐること。</p> <p>ハ 医師又は歯科医師が、健康保険法第二条第十二項に規定する電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行つ診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有してゐること。</p> <p>ニ 電磁的記録をもつて作成された処方箋を発行する体制を有してゐること。</p> <p>ホ 電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を有してゐること。</p> <p>ヘ 健康保険法第二条第十二項に規定する電子資格確認に係る十分な実績を有してゐること。</p> <p>ト 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示してゐること。</p> <p>チ トの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載してゐること。</p> <p>リ マイナボタルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有してゐること。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算2の施設基準</p>	<p>第三二 初・再診料の施設基準等</p> <p>一〇三の七 (略)</p> <p>三の八 医療DX推進体制整備加算の施設基準</p> <p>(1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行つてゐること。</p> <p>(2) 健康保険法第二条第十二項に規定する電子資格確認を行う体制を有してゐること。</p> <p>(3) 医師又は歯科医師が、健康保険法第二条第十二項に規定する電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行つ診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有してゐること。</p> <p>(4) 電磁的記録をもつて作成された処方箋を発行する体制を有してゐること。</p> <p>(5) 電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を有してゐること。</p> <p>(6) 健康保険法第二条第十二項に規定する電子資格確認に係る実績を一定程度有してゐること。</p> <p>(7) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示してゐること。</p> <p>(8) (7)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載してゐること。</p>

- | イ (1) のイからホまで及びトからリまでに掲げる施設基
| 準を満たすものであること。
| ロ 健康保険法第三条第十二項に規定する電子資格確認に
| 係る必要な実績を有していること。
(3) 医療口又推進体制整備加算3の施設基準
| イ (1) のイからホまで及びト及びチに掲げる施設基準
| を満たすものであること。
| ロ 健康保険法第三条第十二項に規定する電子資格確認に
| 係る実績を有していること。

三の九〇十一 (略)

第八 入院基本料等加算の施設基準等

一 総合入院体制加算の施設基準

(1) 総合入院体制加算1の施設基準

イ ホ (略)

ヘ 次のいずれにも該当すること。

① (略)

② 当該保険医療機関と同一建物内に老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十二号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)又は同条第二十九項に規定する介護医療院を設置していないこと。

ト リ (略)

②・③ (略)

一の二〇六の二 (略)

六の四 妊産婦緊急搬送入院加算の施設基準

妊娠状態の異常が疑われる妊娠婦の患者の受け入れ及び緊急分娩への対応につき十分な体制が整備されていること。

三の九〇十一 (略)

第八 入院基本料等加算の施設基準等

一 総合入院体制加算の施設基準

(1) 総合入院体制加算1の施設基準

イ ホ (略)

ヘ 次のいずれにも該当すること。

① (略)

② 当該保険医療機関と同一建物内に老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十二号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)を設置していないこと。

ト リ (略)

②・③ (略)

一の二〇六の二 (略)

六の四 妊産婦緊急搬送入院加算の施設基準

妊娠状態の異常が疑われる妊娠婦の患者の受け入れ及び緊急分娩への対応につき十分な体制が整備されていること。

六の五 在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの

特掲診療料の施設基準等第三の六の(2)に該当する在宅療養支援診療所及び第四の一の(2)に該当する在宅療養支援病院

六の六 在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等

別表第十三に掲げる疾病等

七〇三十六 (略)

第九 特定入院料の施設基準等

一〇六の三 (略)

六の四 地域包括医療病棟入院料の施設基準等

(1) (2) (3) (略)

(4) 地域包括医療病棟入院料の注4の除外薬剤・注射薬

自己連続携行式腹膜灌流用灌流液並びに別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬

七〇二十一 (略)

第十一 経過措置

一〇十九 (略)

一〇 令和六年三月三十一日において現に次の(1)から(4)までに掲げる診療料に係る届出を行っている病棟又は病室については、令和八年五月三十一日までの間に限り、次の(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、当該各(1)から(4)までに定める基準に該当するものとみなす。

(1) (略)

(2) 精神病棟入院基本料 (十三)対一入院基本料に限る。)

(3) 五の四の一の(1)のロの⑥

(4) (略)

第

六の五 在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの

特掲診療料の施設基準等第三の六の(2)に該当する在宅療養支援診療所及び第四の一の(2)に該当する在宅療養支援病院

六の六 在宅患者緊急入院診療加算に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等

別表第十三に掲げる疾病等

七〇三十六 (略)

第九 特定入院料の施設基準等

一〇六の三 (略)

六の四 地域包括医療病棟入院料の施設基準等

(1) (2) (3) (略)

(新設)

七〇二十一 (4) (9) (略)

第十一 経過措置

一〇十九 (略)

一〇 令和六年三月三十一日において現に次の(1)から(4)までに掲げる診療料に係る届出を行っている病棟又は病室については、令和八年五月三十一日までの間に限り、次の(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、当該各(1)から(4)までに定める基準に該当するものとみなす。

(2) (1) (略)

(3) 精神病棟入院基本料 (十)対一入院基本料に限る。)

(4) (略)

第五

$$11+1\simeq 111+111 \quad (\text{略})$$

三十四 令和七年五月三十一日までの間に限り、第二二の二の七の(4)中「(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している」とあるのは「削除」と、第二二の二の八の(1)の中「下の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している」とあるのは「削除」と、第二二の六の(4)中「(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している」とあるのは「削除」と、第二二の八の二の(5)中「(4)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している」とあるのは「削除」と、第二二の九の(7)中「(6)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している」とあるのは「削除」と、第二二の十の(1)のチ及び(2)のチ中「下の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載している」とあるのは「削除」と、第五の一の(9)中「(8)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している」とあるのは「削除」と、第六の一の(5)中「(4)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している」とあるのは「削除」と、第八の二十一の(1)の二中「他の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している」とあるのは「削除」と、第八の三十五の三の(1)の二中「他の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している」とあるのは「削除」と、第八の三十五の二の二の(6)中「(4)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している」とあるのは「削除」と、第八の三十五の二の二の(4)中「(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している」とあるのは「削除」と、第九の十九の(2)の二中「他の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している」とあるのは「削除」と、「削除」とする。

一一十五·一一十六 (略)

$11+1 \sim 11+11$ (略)

三十四 令和七年五月二十一日までの間に限り、第二の三の七の(4)中「(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第二の三の八の(8)中「(7)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第三の六の(4)中「(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第三の八の三の(5)中「(4)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第三の九の(7)中「(6)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第三の十の(1)のチ及び(2)のチ中「下の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第五の一の(9)中「(8)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲示していること。」とあるのは「削除」と、第六の一の(5)中「(4)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第八の三十一の(1)の二中「他の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第八の三十五の三の(1)のく中「木の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第八の三十五の三の一の(5)中「(4)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第八の三十五の三の一の(4)中「(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲示していること。」とあるのは「削除」と、第九の十九の(2)のト中「他の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第九の十九の(2)のト中「木の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第九の十九の(2)のト中「木の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」とする。

一一十五・一一十六 (略)

別表第五 特定入院基本料、療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料の注6、注13及び注14の点数並びに有床診療所療養病床入院基本料に含まれる画像診断及び処置並びにこれらに含まれない除外薬剤・注射薬

一一 (略)

一二 これらに含まれる処置

| (略)

鼻腔^{はきょう}栄養

| (略)

二・四 (略)

別表第五の一の二 地域包括医療病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料及び短期滞在手術等基本料の除外薬剤・注射薬
(略)

別表第五の一 療養病棟入院基本料（疾患・状態については、入院料1から入院料9まで及び入院料28から入院料30までに限り、処置等については、入院料1から入院料3まで、入院料10から入院料12まで及び入院料19から入院料21までに限る。）及び有床診療所療養病床入院基本料（入院基本料Aに限る。）に係る疾患・状態及び処置等

一一 (略)

一二 対象となる処置等

中心静脈栄養（療養病棟入院基本料を算定する場合にあっては、広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐^{とう}、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性^{せい}膀胱炎^{ぼうりょうえん}を有する患者を対象とする場合又は中心静脈栄養を開始した日から三十日以内の場合に実施するものに限る。）

別表第五 特定入院基本料、療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料の注6、注13及び注14の点数並びに有床診療所療養病床入院基本料に含まれる画像診断及び処置並びにこれらに含まれない除外薬剤・注射薬

一一 (略)

一二 これらに含まれる処置

| (略)

鼻腔^{はきょう}栄養

| (略)

二・四 (略)

別表第五の一の二 地域包括ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料及び短期滞在手術等基本料の除外薬剤・注射薬

(略)

別表第五の一 療養病棟入院基本料（疾患・状態については、入院料1から入院料9まで及び入院料28から入院料30までに限り、処置等については、入院料1から入院料3まで、入院料10から入院料12まで及び入院料19から入院料21までに限る。）及び有床診療所療養病床入院基本料（入院基本料Aに限る。）に係る疾患・状態及び処置等

一一 (略)

一二 対象となる処置等

中心静脈栄養（療養病棟入院基本料を算定する場合にあっては、広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐^{とう}、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性^{せい}膀胱炎^{ぼうりょうえん}を有する患者を対象とする場合又は中心静脈栄養を開始した日から三十日以内の場合に実施するものに限る。）

(略)

別表第五の二 療養病棟入院基本料（疾患・状態については、入院料10から入院料18まで、処置等については、入院料4から入院料6まで、入院料13から入院料15まで及び入院料22から入院料24までに限る。）及び有床診療所療養病床入院基本料（入院基本料B及び入院基本料Cに限る。）に係る疾患・状態及び処置等

一 (略)

二 対象となる処置等

中心静脈栄養（広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管梗又は急性膀胱炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から三十日を超えて実施するものに限る。）

三 (略)

(略)

別表第十一 短期滞在手術等基本料に係る手術等

一・二 (略)

三 短期滞在手術等基本料3を算定する手術、検査又は放射線治療

(略)

K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前転法

(略)

K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）

(略)

K 8 9 0-3 腹腔鏡下卵管形成術

(略)

(略)

別表第五の二 療養病棟入院基本料（疾患・状態については、入院料10から入院料18まで、処置等については、入院料4から入院料6まで、入院料13から入院料15まで及び入院料22から入院料24までに限る。）及び有床診療所療養病床入院基本料（入院基本料B及び入院基本料Cに限る。）に係る疾患・状態及び処置等

一 (略)

二 対象となる処置等

中心静脈栄養（広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管梗又は急性膀胱炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から三十日を超えて実施するものに限る。）

三 (略)

(略)

別表第十一 短期滞在手術等基本料に係る手術等

一・二 (略)

三 短期滞在手術等基本料3を算定する手術、検査又は放射線治療

(略)

K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼（けん）筋前転法

(略)

K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）

(略)

K 8 9 0-3 腹腔鏡下卵管形成術

(略)

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百六十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正し、令和六年十月一日から適用する。

令和六年八月二十日

厚生労働大臣　武見　敬三

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第十五 調剤 一五の二 (略)</p> <p>五の四 医療DX推進体制整備加算の施設基準</p> <p>(1) 医療DX推進体制整備加算1の施設基準</p> <p>イ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行つてゐること。</p> <p>ロ 健康保険法第二条第十二項に規定する電子資格確認を行う体制を有してゐること。</p> <p>ハ 保険薬剤師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報等を閲覧又は活用し、調剤できる体制を有していること。</p> <p>ニ 電磁的記録をもつて作成された処方箋を受け付ける体制を有してゐること。</p> <p>ホ 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有してゐること。</p> <p>ヘ 電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を有してゐること。</p> <p>ト 健康保険法第二条第十二項に規定する電子資格確認に係る十分な実績を有してゐること。</p> <p>チ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い調剤を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して調剤を行うことについて、当該保険薬局の見やすい場所に掲示してゐること。</p> <p>リ チの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載してゐること。</p> <p>ヌ マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有してゐること。</p>	<p>第十五 調剤 一五の二 (略)</p> <p>五の四 医療DX推進体制整備加算の施設基準</p> <p>(1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行つてゐること。</p> <p>(2) 健康保険法第二条第十二項に規定する電子資格確認を行う体制を有してゐること。</p> <p>(3) 保険薬剤師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報等を閲覧又は活用し、調剤できる体制を有してゐること。</p> <p>(4) 電磁的記録をもつて作成された処方箋を受け付ける体制を有してゐること。</p> <p>(5) 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有してゐること。</p> <p>(6) 電磁的方法により診療情報を共有し、活用する体制を有してゐること。</p> <p>(7) 健康保険法第二条第十二項に規定する電子資格確認に係る実績を一定程度有してゐること。</p>

- (2) 医療DX推進体制整備加算2の施設基準
イ (1)のイからハまで及びチからスまでに掲げる施設基準を満たすものであるトド。
- ロ 健康保険法第二条第十二項に規定する電子資格確認に係る必要な実績を有しているトド。
- (3) 医療DX推進体制整備加算3の施設基準
イ (1)のイからハまでに掲げる施設基準を満たすものであるトド。
- ロ 健康保険法第二条第十二項に規定する電子資格確認に係る実績を有しているトド。

五の五(十一)一 (略)

十一の二 調剤後薬剤管理指導料に規定する厚生労働大臣が定めるもの
(略)

十一の四(十四) (略)

第十六 介護老人保健施設入所者について算定できない検査等
一(二)一 (略)

四 介護老人保健施設入所者について算定できる注射及び注射薬等の費用
(略)

抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）の費用
(略)

五(八) (略)

第十七 経過措置
一(八)一 (略)

九 令和七年五月三十一日までの間に限り、第二の四の四の(1)のハ及び第三の九の(1)のハ中「ロの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しているトド。」とあるのは「削除」と、第四の一の三の三(4)、第四の一の六の一(4)、第四

五の五(十一)一 (略)

十一の二 調剤後薬剤管理指導料に規定する厚生労働大臣が定めるもの
(略)

十一の四(十四) (略)

第十六 介護老人保健施設入所者について算定できない検査等
一(二)一 (略)

四 介護老人保健施設入所者について算定できる注射及び注射薬等の費用
(略)

抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）の費用
(略)

五(八) (略)

第十七 経過措置
一(八)一 (略)

九 令和七年五月三十一日までの間に限り、第二の四の四の(1)のハ及び第三の九の(1)のハ中「ロの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しているトド。」とあるのは「削除」と、第四の一の三の三(4)、第四の一の六の一(4)、第四

の四の二の六の(4)、第十の一の九の一の(4)、第十一の一の(4)、第十二の一の二の(4)、第十五の九の五の(4)中「(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第四の一の五の二の(6)中「(5)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第五の十一の(1)のロ中「イの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第七の四の(1)のベ中「ホの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第七の五の(2)中「(1)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第十五の五の四の(1)のリ中「チの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」とする。

十 (略)

別表第一 特定疾患療養管理料並びに処方料及び処方箋料の特定疾患
患処方管理加算に規定する疾患

(略)

別表第九の一 検体検査実施料に規定する検体検査

一～五 (略)

六 医科点数表区分番号D007に掲げる血液化学検査のうち次のもの

(略)

ヨーグルタミルトランスフェラーゼ (ヨーギT)

(略)

七十 (略)

四の四の二の六の(4)、第十の一の九の一の(4)、第十一の一の(4)、第十二の一の二の(4)、第十五の九の五の(4)中「(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第四の一の五の二の(6)中「(5)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第五の十一の(1)のロ中「イの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第七の四の(1)のベ中「ホの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」と、第七の五の(2)中「(1)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。」とあるのは「削除」とする。

十 (略)

別表第九の一 検体検査実施料に規定する検体検査

一～五 (略)

六 医科点数表区分番号D007に掲げる血液化学検査のうち次のもの

(略)

ヨーグルタミルトランスフェラーゼ (ヨーギT)

(略)

七十 (略)